

1 清掃工場及び最終処分場のダイオキシン類調査結果

1 測定内容

ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、清掃工場排ガス等のダイオキシン類濃度の測定を行った。

2 測定対象

清掃工場(発寒、駒岡、白石)の排ガス・焼却灰・ばいじん(飛灰)・排水及び最終処分場(山本、山口、モエレ)の原水・流入水・放流水・周縁地下水(河川水も含む)について測定を実施した。

なお、埋め立ての終了している最終処分場の原水については、基準値と比較して十分に低く、また、安定していることから、平成 18 年度以降実施していない。

3 調査結果

令和 6 年度のダイオキシン類測定結果の一覧(流入水及び原水を除く)は表 1 に、また、清掃工場関連検体及び最終処分場関連検体の経年変化は、それぞれ表 2 及び表 3 に示すとおりである。

測定結果は、関係する法令の基準を超える検体はなかった。

(1) 清掃工場

【発寒清掃工場】

排ガスのダイオキシン類測定値について、1、2 号炉は基準値 1 ng-TEQ/m^3 に対し、1 号炉: $0.0029 \text{ ng-TEQ/m}^3$ 、2 号炉: $0.0052 \text{ ng-TEQ/m}^3$ であり、基準値を下回った。また、焼却灰・飛灰・排水の測定値についても、問題はなかった。

【駒岡清掃工場】

排ガスのダイオキシン類測定値について、1、2 号炉は基準値 1 ng-TEQ/m^3 に対し、1 号炉: $0.0020 \text{ ng-TEQ/m}^3$ 、2 号炉: $0.0020 \text{ ng-TEQ/m}^3$ であり、基準値を下回った。また、焼却灰・飛灰・排水の測定値についても、問題はなかった。

【白石清掃工場】

排ガスのダイオキシン類測定値について、1~3 号炉は基準値 0.1 ng-TEQ/m^3 に対し、1 号炉: $0.0031 \text{ ng-TEQ/m}^3$ 、2 号炉: 0.018 ng-TEQ/m^3 、3 号炉: $0.00029 \text{ ng-TEQ/m}^3$ であり、基準値を下回った。また、焼却灰・飛灰・排水の測定値についても、問題はなかった。

(2) 最終処分場

全ての処理施設における放流水の測定値は、 $0.000075 \sim 0.0020 \text{ pg-TEQ/L}$ の範囲であり、基準値 10 pg-TEQ/L を下回った。

周縁地下水・河川水の測定値は、 $0 \sim 0.55 \text{ pg-TEQ/L}$ の範囲であり、基準値 1 pg-TEQ/L を下回った。